

「事後審査型条件付一般競争入札」の導入について

一般競争入札の執行について、入札参加者の負担軽減と入札契約事務の効率化を目的に、平成21年2月1日以降の公告分から事後審査型条件付一般競争入札を導入します。

従来の一般競争入札では、資格審査を入札執行前に行っていましたが、事後審査型条件付一般競争入札では、資格審査を入札執行後に落札候補者に対してのみ行います。そのため、入札参加者は事前に入札参加資格確認申請書を提出する必要がなくなります。

なお、主な変更点については、以下のとおりとなりますので、お間違えのないようお願いいたします。

主な変更点

事前の申請が不要

入札に参加する場合、事前に入札参加資格確認申請書を提出する必要はありません。参加資格を満たす者は、入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できます。(公告から入札書の郵送開始・締切、開札までのスケジュールに変更はありません。)(別紙 落札決定までのフロー参照)

ただし、開札前に業種・ランク・完成工事高・住所要件等の簡易審査を行い、入札参加資格を満たしていない場合、入札は無効とします。

入札書に入札参加資格確認申請書及び確認資料を同封

開札の結果、落札候補者となった者の入札参加資格を速やかに確認するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料()を入札書に同封していただきます。(従来まで事前に提出していただいていた書類を全て同封していただきます。)

資料を審査した結果、入札参加資格を満たすことが確認できた場合には落札者と決定し、入札参加資格を満たしていない、または、入札参加資格確認申請書等に不備があった場合は失格とし、次順位の者が落札候補者となります。

()公告で提出を求めた場合のみ

(例)工事の施工実績書、配置予定技術者の資格・雇用を確認する資料等

立会人は2人から1人に変更

事後審査型導入に併せて、立会人を2人から1人に変更します。また、入札に参加した者は、自由に開札の立会いができることとします。(開札日の前日まで参加者が分からないため、立会人の電話連絡が直前になりますが、ご協力をお願いします。)

ただし、立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会うものとします。